令和５年度　公文書開示状況（３月決定分）　主税局

様式２－１

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
1	R6.1.9	R6.3.11	法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類	24		1						1			1				（１）開示しない部分 所在地、法人名、法人番号及び代表者氏名以外の部分 （２）開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 ア　東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第７条第３号該当 税額等の申告書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 イ　条例第７条第６号該当 税額等の申告書に記載の情報は、法人都民税・事業税及び特別法人事業税の賦課徴収のため、納税者が自ら申告することによって得られる、いわば納税者と実施機関以外は知りえない情報である。これを公にすることにより、納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な申告に協力を得られなくなり、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局課税部法人課税指導課
2	R6.1.9	R6.3.12	税務総合支援システムその他NPO法人〇〇に関して主税局課税部門が作成・取得した文書の全て（「法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類」及び「異動届出書及び添付書類」を除く）				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）東京都情報公開条例第７条第６号 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課
3	R6.1.9	R6.3.12	（１）法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類 （２）異動届出書及び添付書類	77		1						1	1		1				（１）開示しない部分 ア　法人都民税・事業税及び特別法人事業税の確定申告書及び添付書類 所在地、電話番号、法人名、法人番号及び代表者氏名以外の部分 イ　異動届出書及び添付書類 関与税理士の氏名及び関与税理士の印影 （２）開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 ア　東京都情報公開条例（以下「条例」という。）第７条第３号該当 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 イ　条例第７条第４号該当 印影は、公にすることで、偽造される等、当該法人の財産を脅かす恐れがあると認められるため。 ウ　条例第７条第６号該当 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局千代田都税事務所法人事業税課
4	R6.1.9	R6.3.7	・家屋調査票及び添付書類 ・固定資産（家屋）価格等の決定に係る原議 ・償却資産申告書（償却資産課税台帳） ・固定資産税（償却資産）の非課税に係る原議 ・固定資産税（償却資産）の賦課決定書に係る原議 ・固定資産税・都市計画税の非課税に係る原議 ・固定資産税・都市計画税の減免に係る原議 ・固定資産税・都市計画税非課税申告書及び添付書類 ・固定資産税減免申請書及び添付書類 ・不動産取得物件調査・処理票（家屋原始）及び添付書類 ・不動産取得税調査復命書 ・税務総合支援システム				1					1			1				（１）東京都情報公開条例第７条第３号に該当 　公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （２）同条第６号に該当 　公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知りえない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	主税局資産税部計画課
5	R6.3.4	R6.3.12	単体利用鉄軌道用地評価事例集 複合鉄軌道用地質疑応答集 複合利用鉄軌道用地評価事例集	79	1															主税局資産税部固定資産評価課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
6	R6.1.9	R6.3.8	都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書	1		1						1	1		1				（１）不開示項目 ①都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書のうち、印影 ②都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書のうち、還付（請求）金額内訳欄（通知書番号・過誤納番号） ③都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書のうち、還付（請求）金額内訳欄（都税還付金等・還付加算金・充当等金額・還付（請求）金額） ④都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書のうち、振込口座欄（口座名義を除く） （２）不開示理由 ①条例第７条第４号 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 ②同条第６号 公文書に記載の通知書番号・過誤納番号は、都税の賦課徴収業務で用いられている番号であり、納税者及び実施機関のみが知り得る過誤納還付に係る情報である。これらを公にすることにより納税者との信頼関係が損なわれ、今後の適正な納税に協力を得られなくなるおそれがあるため。 ③同条第３号 公文書に記載の還付金額等は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ④同条第３号 公文書に記載の口座情報（口座名義を除く）は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	都税総合事務センター還付管理課
7	R6.1.9	R6.3.8	納税（課税）証明申請書及び添付書類	2		1					1	1	1						（１）不開示項目 ①納税（課税）証明申請書のうち、申請年月日、証明を必要とする理由、管理番号（氏名コード）、納税通知書番号等、申請税目、証明枚数及び件数、手数料及び収納シール、証明書番号 ②納税（課税）証明申請書のうち、印影 ③納税（課税）証明申請書のうち、確認欄 ④添付書類全て （２）不開示理由 ①条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ②同条第４号 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 ③同条第２号及び３号 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ④同条第２号及び３号 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	千代田都税事務所徴収課
8	R6.1.9	R6.3.8	税務総合支援システム（TACSS）情報				1					1			1				（１）不開示項目 税務総合支援システム（TACSS）情報 （２）不開示理由 （条例第７条第３号） 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 （同条第６号） 公文書に記載の情報は、納税者と実施機関以外は知り得ない情報であり、これを公にすることにより、租税の賦課徴収に係る事務の運営に支障をきたすおそれがあるため。	千代田都税事務所徴収課

					決定区分					（根拠規定）条例７条										
月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課等
9	R6.1.9	R6.3.8	納税（課税）証明申請書及び添付書類	2		1					1	1	1						（１）不開示項目 ①納税（課税）証明申請書のうち、申請年月日、証明を必要とする理由、管理番号（氏名コード）、納税通知書番号等、申請税目、証明枚数及び件数、手数料及び収納シール、証明書番号 ②納税（課税）証明申請書のうち、印影 ③納税（課税）証明申請書のうち、確認欄 ④添付書類全て （２）不開示理由 ①条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ②同条第４号 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 ③同条第２号及び３号 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ④同条第２号及び３号 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。	中央都税事務所徴収課
10	R6.1.9	R6.3.8	納税（課税）証明申請書及び添付書類	12		1						1	1		1				（１）不開示項目 ①納税（課税）証明申請書のうち、申請年月日、証明を必要とする理由、管理番号（氏名コード）、納税通知書番号等、申請税目、証明枚数及び件数、手数料及び収納シール、証明書番号 ②納税（課税）証明申請書のうち、印影 ③納税（課税）証明申請書のうち、確認欄 ④添付書類のうち、窓口申請・郵送申請で取得した本人確認書類等 ⑤添付書類の中の、郵送申請で取得した封筒のうち、消印日・収受日・法人担当者 ⑥添付書類の中の、電子申請において取得した書類のうち、所有者情報（代表者名を除く） ⑦添付書類の中の、電子申請において取得した書類のうち、到達番号・検証日時・本人確認日時・データ印刷日・発行者情報 ⑧添付書類の中の、電子申請において取得した書類のうち、URL （２）不開示理由 ①条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ②同条第４号 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 ③同条第２号及び３号 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ④同条第２号、３号及び４号 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 公文書に記載の印影は、これを公にすることにより、偽造されるなど財産を脅かすおそれがあるため。 ⑤条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ⑥同条第２号及び３号 公文書に記載の情報は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報に該当するため。 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ⑦条例第７条第３号 公文書に記載の情報は、法人の内部管理情報にあたり、これを公にすることにより、当該法人の競争上又は事務運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 ⑧条例第７条第４号 公文書に記載の情報は、これを公にすることにより、公文書情報提供サービスに係るフォルダ構造が推察され、サーバへの攻撃に悪用されるなどのおそれが否定できず、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	文京都税事務所徴収課

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞について
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。